

令和5・6年度入札参加資格審査申請要領

三 春 町

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び11及び三春町財務規則（昭和57年三春町規則第16号）第111条及び第122条の規定により、入札参加資格審査申請書を三春町に提出する時期及び方法は下記のとおりです。

○ 資格審査の受付時期及び資格の有効期間

受 付 期 間	資格有効期間	種 別
令和4年10月25日（火） から 令和4年11月30日（水） まで（当日消印有効）	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで （2年間）	(1) 工事 (2) 測量等（測量・調査・設計） (3) 製造 (4) 物品購入（修繕）・管理業務 {※工事に係る資材販売含む}

受付方法

1 町内業者：郵送または持参

(1) 持参による場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）とします。持参の場合は、三春町財務課（庁舎2階）に提出してください。なお、持参の場合は、受け取りのみとし、その場で書類審査を行いません。

(2) 提出先

〒963-7796（住所記載不要）三春町役場財務課管理契約グループ

※添付書類の郵送にあたっては、未達等のトラブルを防止するため、必ず「一般書留」、「簡易書留」または「レターパック」で提出してください。

封筒は任意のものとし、タテ書き、ヨコ書きは自由です。

表面には、「令和5・6年度入札参加資格審査申請書 在中」と朱書きしてください。また、表面又は裏面に申請者の住所・商号または名称を記載してください。

2 町外業者：郵送のみ

(1) 提出先

〒963-7796（住所記載不要）三春町役場財務課管理契約グループ

※添付書類の郵送にあたっては、未達等のトラブルを防止するため、必ず「一般書留」、「簡易書留」または「レターパック」で提出してください。

封筒は任意のものとし、タテ書き、ヨコ書きは自由です。

表面には、「令和5・6年度入札参加資格審査申請書 在中」と朱書きしてください。また、表面又は裏面に申請者の住所・商号または名称を記載してください。

審査基準日：令和4年7月1日

申請者宛名：三春町長 坂 本 浩 之

受付・問い合わせ先：三春町役場財務課管理契約グループ

電話 0247（62）2132

FAX 0247（61）1110

※ 申請書類は、可能な限り両面印刷をお願いします。

I 工事、測量等、製造についての申請方法

1. 申請書

＜福島県の様式を使用する場合＞

- 各申請書様式及び記入等については『福島県ホームページ／入札監理課／福島県建設工事等入札参加資格審査申請様式（令和5・6年度用）』を参照すること。
- 工事、測量等、製造に係る入札参加資格審査申請書は、福島県様式を使用し、「福島県知事を三春町長」に書き換えて申請書正本1部を提出する。

＜三春町の様式を使用する場合＞

- 『入札参加資格審査申請書の様式は、三春町のホームページ
<http://www.town.miharu.fukushima.jp/>
申請書ダウンロード／入札参加資格審査申請に関する手続き／「令和5・6年度入札参加資格審査申請」からダウンロードすることができます。』

※県内業者用の様式は、県外業者が使用しても可。

ただし、【工事】の申請様式《工事経歴書》《完成工事高集計表》《データ入力票》及び【測量等】の《業務経歴書》《データ入力票》については、県外業者の方は、県外様式を使用すること。

- 申請書をダウンロードできる環境にない方は三春町役場財務課管理契約グループへご相談ください。
- 書類は、下記の「提出書類等」の番号順に揃えてダブルクリップでとめ提出すること。

※ 三春町では、文書をファイリングシステムにより管理しています。申請書はフラットファイルに綴らずに提出してください。

2. 提出書類等

(1) 工事

ア 工事種別

1 一般土木工事	2 舗装工事	3 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
7 PC橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	10 法面処理工事	11 上・下水道工事	12 清掃施設工事
13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

イ 提出書類等

書類の名称		提出部数
①	建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	1
②	社会保険加入状況申告書（第1号様式その1）	1
③	工事経歴書（第2号様式）	1
④	完成工事高集計表	1
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） （申請中の場合は、総合評定値請求書の写し。☆行政庁の受付印のあるもの）	1
⑥	対応表 NO.1【平均完成工事高】、対応表 NO.2【平均元請完成工事高】（経営事項審査申請業種と入札参加申込業種）	1
⑦	技術者経歴書（第3号様式）	1
⑧	営業所及び委任関係一覧表（第4号様式） ※委任先を設けない場合は不要	1
⑨	委任状兼使用印鑑届 ※委任先を設けない場合は不要	1

⑩	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	1
⑪	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	1
⑫	町税の証明書	1
⑬	建設業許可通知書の写し	1
⑭	新卒者雇用申告書（※県内業者で該当がある場合のみ提出する。）	1
⑮	建設工事入札参加資格審査申請書(兼)データ入力票 NO. 1 及び NO. 2	1
⑯	建設工事入札参加資格審査申請書(兼)データ入力票(受任者)	1
⑰	受付（受理）票、返信用封筒（※切手貼付のこと） （受付（受理）票の指定様式はありませんので、任意様式をお送りいただくか、ない場合は受付後に三春町作成の受付（受理）票をお送りします。） ※郵送提出で受付票交付を希望される場合のみ	1
⑱	建設工事提出書類チェックシート ※提出の際には、必要な書類が揃っているか、必ず「申請者チェック」欄でチェックをし、提出すること。	1

注意事項

②社会保険加入状況申告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。（加入義務がない場合も含む。）

⑤経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

審査基準日の直前営業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

なお、申請中の場合は、総合評点値請求書の写し。行政庁の受付印のあるものとする。

⑩法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

⑪消費税及び地方消費税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- iii 納税証明書の様式は、税額の証明（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）のいずれでも構わない。

⑫町税の証明書

- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務課で証明を受けてください。

⑭新卒者雇用申告書（該当がある場合のみ提出する。）

- i 新卒者とは、資格審査の審査基準日の3年前の年度の4月1日以降に学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者とする。
- ii 新卒者が有期雇用（期間の定めのある雇用契約による雇用）職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い又は派遣社員の場合は、提出しない。

（２）測量等

ア 業務種別

業務種別	業 務 内 容	申 請 の 要 件
------	---------	-----------

地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調査	・不動産鑑定 ・地質調査 ・補償コンサルタント ・建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	☆不動産鑑定については、不動産鑑定の登録があること。
土木設計	・土木に関する工事の設計又は監理 ・建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	・建築に関する工事の設計又は監理 ・建築士事務所	建築士事務所の登録があること

イ 提出書類等

書 類 の 名 称		提出部数
①	測量等入札参加資格審査申請書（第6号様式）	1
②	1. 申請業種に関する登録を受けている場合 →登録証明書の写し又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し（2年分） 2. 申請業種に関する登録を受けていない場合 →法人は商業登記簿謄本（登記事項証明書）又は写し、個人は身分証明書又は写し	1
③	対応表【取扱業務高】	1
④	業務経歴書（第6号様式の2）	1
⑤	技術者経歴書（第3号様式）	1
⑥	技術者集計一覧表（第6号様式の3）※土木設計以外は不要	1
⑦	審査基準日直前2年間の各営業年度の財務諸表	1
⑧	営業所及び委任関係一覧表（第4号様式） ※委任先を設けない場合は不要	1
⑨	委任状兼使用印鑑届 ※委任先を設けない場合は不要	1
⑩	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	1
⑪	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	1
⑫	町税の証明書	1
⑬	測量等入札参加資格審査申請書(兼)データ入力票 N0.1 及び N0.2	1
⑭	測量等入札参加資格審査申請書(兼)データ入力票(受任者)	1
⑮	※郵送提出で受付票交付を希望される場合のみ 受付（受理）票、返信用封筒（※切手貼付のこと） （受付（受理）票の指定様式はありませんので、任意様式をお送りいただくか、ない場合は受付後に三春町作成の受付（受理）票をお送りします。）	1
⑯	測量等（測量・調査・設計）提出書類チェックシート ※提出の際には、必要な書類が揃っているか、必ず「申請者チェック」欄でチェックをし、提出すること。	1

注意事項

②-1 申請業種に関する登録を受けている場合

登録証明書の写し又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し（2年分）

- i 不動産鑑定及び建築士事務所については、登録証明書の写し
- ii 測量、建設コンサルタント登録規程、地質調査業登録規程及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録の場合は、各々現況報告書の写し（2年分）を

もって証明書にかえるものとする。

②-2 申請業種に関する登録を受けていない場合

- i 事業主が個人であるときは、本籍地の市町村長が証明する身分証明書、法人の場合は商業登記簿謄本(登記事項証明書)又は写し
- ii 測量業や建築士事務所を営業するにもかかわらず、その登録を受けていない場合には申請できない。

⑦審査基準日直前2年の各営業年度における財務諸表

法人の場合 貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書又は株主資本等変動計算書

個人の場合 営業用純資本額調書、収支計算書

※ 国土交通大臣に提出した各登録規定に基づく現況報告書等(2年分)を提出した場合はこれを省略してよい。

⑩法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、法人(個人)県民税、法人(個人)事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

⑪消費税及び地方消費税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- iii 納税証明書の様式は、税額の証明(その1)又は未納がないことの証明(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも構わない。

⑫町税の証明書

- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務課で証明を受けてください。

(3) 製造

ア 製造

品 目 名
1. 工事に関する施設
2. 工事に関する機械
3. 船舶の製造・修繕
4. その他

イ 提出書類等

書 類 の 名 称		提出部数
①	製造入札参加資格審査申請書(第6号様式)	1
②	商業登記簿謄本(登記事項証明書)又は写し	1
③	審査基準日直前2年間の各営業年度の財務諸表	1
④	営業所及び委任関係一覧表(第4号様式) (委任先を設けない場合は不要)	1
⑤	委任状兼使用印鑑届(委任先を設けない場合は不要)	1
⑥	直前2年における実績高調書(第8号様式)	1
⑦	職員数並びに営業年数(第9号様式)	1
⑧	法人(個人)県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	1
⑨	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	1

⑩	町税の証明書	1
⑪	製造入札参加資格審査申請書(兼)データ入力票	1
⑫	※郵送提出で受付票交付を希望される場合のみ 受付(受理)票、返信用封筒(※切手貼付のこと) (受付(受理)票の指定様式はありませんので、任意様式をお送りいただくか、ない場合は受付後に三春町作成の受付(受理)票をお送りします。)	1
⑬	製造提出書類チェックシート ※提出の際には、必要な書類が揃っているか、必ず「申請者チェック」欄でチェックをし、提出すること。	1

注意事項

- ②は事業主が個人であるときは、本籍地の市町村長が証明する身分証明書又は写し。
法人の場合は商業登記簿謄本(登記事項証明書)又は写し。
- ③は法人の場合は貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書又は株主資本等変動計算書。個人の場合は営業用純資本額調書、収支計算書。
- ⑧法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し
- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、法人(個人)県民税、法人(個人)事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。
- ⑨消費税及び地方消費税納税証明書又は写し
- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- iii 納税証明書の様式は、税額の証明書(その1)又は未納がないことの証明(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも構わない。
- ⑩町税の証明書
- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務課で証明を受けてください。

II 物品購入(修繕)・管理業務についての申請方法

1. 申請書

- 物品購入(修繕)・管理業務 競争入札参加資格審査申請書は、三春町様式を使用し、正本1部を提出する。
- ※県様式とは異なりますのでご注意ください。**
- 申請書は、三春町のホームページ <http://www.town.miharu.fukushima.jp/>
申請書ダウンロード/入札参加資格審査申請に関する手続き/「令和5・6年度入札参加資格審査申請」からダウンロードすることができます。
- 申請書をダウンロードできる環境にない方は三春町役場財務課管理契約グループへご相談ください。
- 書き方等は申請書の記入例を参照すること。
- 書類は、下記の「提出書類等」の番号順に揃えてダブルクリップでとめ提出すること。
- ※ 三春町では、文書をファイリングシステムにより管理しております。申請書はフラットファイルに綴らずに提出してください。

2. 提出書類等

(1) 物品購入（修繕）※資材販売を含む

ア 営業種目

1 印刷製本類	2 文房具・事務機器類	3 コンピュータ類	4 印章類
5 用紙類	6 医療・福祉機器類	7 医薬品・衛生材料類	8 写真用品類
9 理化学機器類	10 電気・通信機器類	11 車両・船舶類 (二輪車を含む)	12 建設機器類
13 農畜林産機器類	14 水産機器類	15 工作機器類	16 自動販売機・発券機類
17 燃料・油脂類	18 衣料・寝具類	19 日用雑貨類	20 百貨
21 食料品類	22 農林水産資材類	23 建材・資材類	24 楽器・音楽用品類
25 美術・工芸品類	26 運動用品類	27 書籍	28 時計・貴金属類
29 車両・船舶部品類	30 消防資材器具類	31 靴・かばん類	32 教育用機器・教材類
33 業務用厨房機器類	34 冷暖房衛生器具類	35 動物	36 警察用機器類
37 家具・木工具・室内装飾品類	38 看板・標識類	39 自動車修繕	40 その他修繕
41 その他			

イ 提出書類等

	提出書類	法人	個人	備考
①	物品購入（修繕）・管理業務 競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)	○	○	
②	商業登記簿謄本(登記事項証明書)又は写し	○	×	
③	身分証明書又は写し	×	○	
④	審査基準日直前1年の営業年度の財務諸表又は青色申告決算書	○	○	
⑤	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	△	△	●福島県各地方振興局で発行したもの ●県内企業は必須 ●県外企業である場合は福島県内に営業所等がある場合にのみ提出すること
⑥	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	○	○	税務署で発行したもの
⑦	町税の証明書	△	△	納付すべき町税がある場合のみ提出
⑧	委任状(第2号様式)	△	△	*委任先を設けない場合は不要
⑨	営業許可(登録、認可、届出)等一覧表(第3号様式)	△	△	
⑩	官公庁納入実績一覧表(第4号様式)	△	△	
⑪	使用印鑑届	△	△	
⑫	※郵送提出で受付票交付を希望される場合のみ 受付（受理）票、返信用封筒（※切手貼付のこと） (受付（受理）票の指定様式はありませんので、任意様式をお送りいただくか、ない場合は受付後に三春町作成の受付（受理）票をお送りします。)	△	△	
⑬	物品購入（修繕）・管理業務提出書類チェックシート	○	○	提出の際には、必要な書類が揃っているか、必ず「申請者チェック」欄でチェックをし、提出すること

注意事項

○は必須、△は該当する場合のみ提出、×は不要

- ⑤法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し
- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
 - ii 証明事項は、法人(個人)県民税、法人(個人)事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。
- ⑥消費税及び地方消費税納税証明書又は写し
- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
 - ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
 - iii 納税証明書の様式は、税額の証明(その1)又は未納がないことの証明(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも構わない。
- ⑦町税の証明書
- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務会計課で証明を受けてください。

(2) 管理業務

ア 業務種別

1 浄化槽清掃業務	7 廃棄物処理業務
2 浄化槽保守点検業務	8 防鼠防虫施工保全業務
3 下水道処理施設維持管理業務	9 水槽類清掃業務
4 建築物衛生管理業務	10 地下タンク等点検業務
5 日常清掃業務	11 その他
6 警備業務(常駐・機械)	

イ 提出書類等

入札参加資格審査申請書は物品購入(修繕)と同様式とし、その他の提出書類についても同様とする。

☆ ただし、申請する営業種目、業務種別等については、(令和5・6年度)様式(第1号様式の2の1)を必ず記入し、提出してください。

<注 意>

管理業務の申請がない場合は、提出不要です。

Ⅲ 入札参加資格審査申請ができない人

以下のいずれかに該当する人は、競争入札に参加できません。したがって入札参加資格審査申請もできません。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない人及び破産者で復権を得ない人。
(2)	法律などで、営業には許可等が必要であるとされている場合に、その許可等がない人。
(3)	町税を滞納している人。
(4)	県税を滞納している人。
(5)	消費税又は地方消費税を滞納している人。
(6)	工事・測量等の入札参加資格審査申請をする場合には、審査基準日の直前1年の営業年度において、工事完成高や取扱高のない人。

※三春町建設工事等入札参加資格が認定された後、上記事項に該当した場合は、資格の認定が取り消されます。

※(6)で定める直前1年の完成工事高等は、入札参加申込種別毎に必要となります。

ただし、【製造】は除く。

IV 審査の内容

三春町建設工事等入札参加資格審査は、**工事、測量等、製造、物品購入（修繕）・管理業務**の大きく4つの部門の別に行われます。

区 分	審 査 事 項
工事	1、客観的事項 ① 経営規模 ② 経営状況 ③ 技術力 ④ その他の評価項目（社会性等） 2、主観的事項（県内に主たる営業所（本店等）を有する者のみ） ① 工事成績 ② 工事施工の状況 ③ 優良工事の有無 ④ 建設業法に基づく処分の有無 ⑤ 資格認定の取消の有無 ⑥ 競争入札における指名停止の有無
測量等 （測量・調査・設計）	1、審査基準日の直前2年の各営業年度における取扱高の平均取扱高 2、審査基準日の前日における測量等に従事する職員数 3、業務の経歴 4、資本金額 5、営業年数
製造 （工事に関するもの）	測量等と同じ
物品購入（修繕）・管理業務	測量等と同じ

※町内業者の方が持参にて提出の場合、申請書類をいったんお預かりし、受（受理）票を交付します。申請書類に不備等がある場合は、後日連絡のうえ再提出（郵送または持参）とさせていただきます。

1. 客観的事項

工事における客観的事項は、経営事項審査の審査事項を三春町の18の工事種別に対応するように組替えたものとなります。

区分	審査項目	経営事項審査との対応
①経営規模	a. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均完成工事高	完成工事高を三春町の18の工事種別に組替えたもの。（2年平均か3年平均の選択は経営事項審査の選択と同じであること。）
	b. 審査基準日の直前の営業年度終了日の決算（基準決算）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額	自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点（X2）を使用

	c. 基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益の2期平均額	
②経営状況	a. 純支払利息比率 b. 負債回転期間 c. 売上高経常利益率 d. 総資本売上総利益率 e. 自己資本対固定資産比率 f. 自己資本比率 g. 営業キャッシュフロー h. 利益剰余金	経営状況の評点（Y）を使用
③技術力	a. 基準決算の営業年度終了日における工事種類別技術者数 b. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均元請完成工事高	技術者数を三春町の18の工事種別に組替えたもの。（2年平均か3年平均かの選択は経営事項審査の選択と同じであること。）
④その他の審査項目（社会性等）	a. 労働福祉の状況 b. 建設業の営業年数 c. 防災活動への貢献の状況 d. 法令遵守の状況 e. 建設業の経理に関する状況 f. 研究開発の状況	その他の評価項目（社会性等）の評点（W）を使用

V 申込種別

1. 建設工事の三春町の工事種別(18種別)と建設業許可業種(29業種)の対応表

以下の18の工事種別の入札参加資格審査を申請しようとする場合は、対応する許可業種あり、かつ審査基準日の直前決算において、完成工事高があることが要件となります。

工事種別（18）	例 示	対応する許可業種（29） 建設業の業種
1 一般土木工事	土木一式工事、農業用水道、かんがい用排水施設整備	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック、客土、ガードレール設置、標識設置、フェンス設置、くい打ち、くい抜き、種子吹付	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置（制作から一貫して請け負う場合）	◎鋼構造物工事業
	主に工作物に係る鉄筋加工組立の工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	工作物解体（主に建築物以外）	◎解体工事業
2 舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事業
3 建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作、木造間仕切	◎大工工事業
	左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜き	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工	◎石工事業

	金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
	コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨組立、鋼製階段（避難階段含む）	◎鋼構造物工事業
	アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	板金加工、屋根かざり	◎板金工事業
	工作物解体（主に建築物）	◎解体工事業
4 電気設備工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気工事業
	火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5 暖冷房衛生設備工事	ガス配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑（スプリンクラー）、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事	管工事業
	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
	消火栓、消火設備、水噴霧、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6 鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工事業
7 P C 橋上部工事	土木一式工事（プレストレストコンクリート工事）	土木工事業
	足場架設、コンクリート打設、P C 橋上部の据付	◎とび・土工事業
8 しゅんせつ工事	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9 塗装工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10 法面処理工事	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
	モルタル吹上、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工事業
11 上下水道工事	取水施設・浄水施設・配水施設、下水処理設備、上水道管理設、上水道、下水道工事	水道施設工事業
	公道下の下水道本管埋設、農業用水（管水路）	◎土木工事業
12 清掃施設工事	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事
13 消雪工事	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14 機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15 通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
16 造園工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
17 さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18 グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工事業

（注）上の表において、◎は工事種別に対応する許可業種が複数あり、例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。

２．物品購入（修繕）・管理業務の営業種目及び品目表

ア

番号	営業種目	業務品目
1	印刷製本類	一般印刷物、フォーム印刷、地図印刷、製本、コピー・青写真
2	文房具・事務機器類	文房具・事務用品、オフィス家具、金庫、事務機器（ワードプロセッサ、シュレッダー、印刷機、複写機、ファクシミリ等）
3	コンピュータ類	コンピュータ・周辺機器（本体、入出力・記憶装置）、ネットワーク機器（LAN アダプタ、HUB、ルーター等）、コンピューターソフトウェア
4	印章類	ゴム印・印章
5	用紙類	コピー・印刷・フォーム用紙（PPC 用紙、（色）上質紙、コート紙、ストックフォーム用紙等）
6	医療・福祉機器類	診療診断・治療器具類、衛生検査器具類、調剤器具類、車いす
7	医薬品・衛生材料類	医療用薬品、家庭薬、試験紙・試薬、介護用品
8	写真用品類	カメラ、フィルム・写真材料、写真
9	理化学機器類	測量器具、測定器具、試験検査器具
10	電気・通信機器類	家電製品、視聴覚機器、音響・映像・放送機器、無線機・無線装置、電話機、電話交換機、照明装置
11	車両・船舶類（二輪車を含む）	小型・普通自動車、軽自動車、トラック、バス、二輪車・自転車、船舶（総トン数 20 トン未満のもの）
12	建設機器類	除雪車、建設機械、ポンプ、発電機
13	農畜林産機器類	農産・園芸用機器、畜産機器、林産・木工機器、食品加工機器
14	水産機器類	ブイ、漁具、水槽
15	工作機器類	工作機器、繊維機器
16	自動販売機・発券機類	自動販売・券売機、駐車場機器
17	燃料・油脂類	ガソリン・軽油・重油、石油・ガス、潤滑油
18	衣料・寝具類	制服・白衣、雨具・作業服、寝具
19	日用雑貨類	金物、台所用品、清掃用品、食器・花器
20	百貨類	デパート・総合商社
21	食料品類	米穀
22	農林水産資材類	肥飼料・農薬・農産・園芸資材、種苗・苗木、畜産資材、林産資材、漁業資材、工業薬品（硫酸、苛性ソーダ、塩素、脱臭剤、試薬等）
23	建材・資材類	土木資材、建築資材、管工事資材、電気工事資材、建具・表具、ガラス、塗料・溶剤類、ダンボール・包装材料
24	楽器・音楽用品類	楽器、楽譜、音楽ＣＤ・ビデオ
25	美術・工芸品類	美術品、工芸品、美術工芸材料
26	運動用品類	運動器具・用具、武道具、レジャー用品（テント等）
27	書籍	書籍、出版物
28	時計・貴金属類	時計・眼鏡・宝石・貴金属、記・徽章類
29	車両・船舶部品類	車両部品、船舶部品、航空機部品、整備機器
30	消防資材器具類	防護用品、防災用品、救助用品
31	靴・かばん類	履物、バッグ、（合成）皮革製品
32	教育用機器・教材類	教材、教育機器、保育用教材、遊具、模型、標本、見本
33	業務用厨房機器類	食器洗浄器、調理器・調理台、流し台、ガス器具、業務用冷凍庫
34	冷暖房衛生器具類	リサイクル・水処理装置、焼却炉、ボイラー・冷暖房機器、浴槽・トイレ
35	動物	
36	警察用機器類	交通安全用品、警察装備、警察機器
37	家具・木工具・室内装飾品類	家具、じゅうたん、畳、カーテン・ブラインド
38	看板・標識類	旗・どんちょう、腕章・ステッカー、道路標識類、掲示板・表示板
39	自動車修繕	自動車修繕、船舶修繕（総トン数 20 トン未満のもの）※修繕業を第 1 希望とする場合のみ選択すること（販売や製造を主とする場合は「11」）
40	その他修繕	※修繕業を第 1 希望とする場合のみ選択すること
41	その他	広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア開発、考古品の修復、航空写真撮影、設備・保守管理業務、計算・調査・検査業務、リース業、警備・清掃・廃棄物処理業務、人材派遣業務、電気供給事業

管理業務で申請される方は **41 その他**

※なお、不明な場合は、三春町役場財務課管理契約グループまでお問合せください。

イ 営業種目・品目番号表

営業種目番号		品目番号	
1 印刷製本類	101	一般印刷物	
	102	フォーム印刷	
	103	地図印刷	
	104	製本	
	105	コピー・青写真	
	109	その他の印刷製本類	
2 文房具・事務機器類	201	文房具・事務用品	
	202	オフィス家具	
	203	金庫	
	204	事務機器	
	209	その他の文具事務機器類	
3 コンピュータ類	301	コンピュータ・周辺機器	
	302	ネットワーク機器	
	303	コンピュータソフトウェア	
	309	その他のコンピュータ類	
4 印章類	401	ゴム印・印章	
	409	その他の印章類	
5 用紙類	501	コピー・印刷・フォーム用紙	
	509	その他の用紙類	
6 医療・福祉機器類	601	診療診断・治療器具類	
	602	衛生検査器具類	
	603	調剤器具類	
	604	車いす	
	609	その他の医療・福祉機器類	
7 医薬品・衛生材料類	701	医療用薬品	
	702	家庭薬	
	703	試験紙・試薬	
	704	介護用品	
	709	その他の医療品・衛生材料類	
8 写真用品類	801	カメラ	
	802	フィルム・写真材料	
	803	写真	
	809	その他の写真用品類	
9 理化学機器類	901	測量器具	
	902	測定器具	
	903	試験検査器具	
	909	その他の理化学機器類	
10 電気・通信機器類	1001	家電製品	
	1002	視聴覚機器	
	1003	音響・映像・放送機器	
	1004	無線機・無線装置	
	1005	電話機	
	1006	電話交換機	
	1007	照明装置	
	1009	その他の電気・通信機器類	

営業種目番号		品目番号	
11 車両・船舶類	1101	小型・普通自動車	
	1102	軽自動車	
	1103	トラック	
	1104	バス	
	1105	二輪車・自転車	
	1106	船舶(総トン数20トン未満のもの)	
	1109	その他の車両船舶類	
12 建設機器類	1201	除雪車	
	1202	建設機械	
	1203	ポンプ	
	1204	発電機	
	1209	その他の建設機器類	
13 農畜林産機器類	1301	農産・園芸用機器	
	1302	畜産機器	
	1303	林産・木工機器	
	1304	食品加工機器	
	1309	その他の農畜林産機器類	
14 水産機器類	1401	ブイ	
	1402	漁具	
	1403	水槽	
	1409	その他の水産機器類	
15 工作機器類	1501	工作機器	
	1502	繊維機器	
	1509	その他の工作機器類	
16 自動販売機・発券機類	1601	自動販売・券売機	
	1602	駐車場機器	
	1609	その他の自動販売機・発券機類	
17 燃料・油脂類	1701	ガソリン・軽油	
	1702	重油・灯油	
	1703	ガス	
	1704	潤滑油	
	1709	その他の燃料・油脂類	
18 衣料・寝具類	1801	制服・白衣	
	1802	雨具・作業服	
	1803	寝具	
	1809	その他の衣料・寝具類	
19 日用雑貨類	1901	金物	
	1902	台所用品	
	1903	清掃用品	
	1904	食器・花器	
	1909	その他の日用雑貨類	
20 百貨	2001	デパート・総合商社	
21 食料品類	2101	米穀	
	2109	その他の食料品類	

営業種目番号	品目番号		営業種目番号	品目番号	
22 農林水産資材類	2201	肥飼料・農薬・農産・園芸資材	32 教育用機器・教材類	3201	教材
	2202	種苗・苗木		3202	教育機器
	2203	畜産資材		3203	保育用教材
	2204	林産資材		3204	遊具
	2205	漁業資材		3205	模型
	2206	工業薬品		3206	標本
	2209	その他の農林水産資材類		3207	見本
23 建材・資材類	2301	土木資材		3209	その他の教育用機器・教材類
	2302	建築資材			
	2303	管工事資材	33 業務用厨房機器類	3301	食器洗浄器
	2304	電気工事資材		3302	調理器・調理台
	2305	建具・表具		3303	流し台
	2306	ガラス		3304	ガス器具
	2307	塗料・溶剤類		3305	業務用冷凍庫
	2308	ダンボール・包装材料		3309	その他の厨房機器類
	2309	その他の建材資材類			
24 楽器・音楽用品類	2401	楽器	34 冷暖房衛生器具類	3401	リサイクル・水処理装置
	2402	楽譜		3402	焼却炉
	2403	音楽CD・ビデオ		3403	ボイラー・冷暖房機器
	2409	その他の楽器・音楽用品		3404	浴槽・トイレ
25 美術・工芸品類	2501	美術品		3409	その他の冷暖房衛生器具類
	2502	工芸品			
	2503	美術工芸材料	35 動物	3509	動物
	2509	その他の美術・工芸品類			
26 運動用品	2601	運動器具・用具	36 警察用器具類	3601	交通安全用品
	2602	武道具		3602	警察装備
	2603	レジャー用品		3603	警察機器
	2609	その他の運動用品		3609	その他の警察用機器類
27 書籍	2701	書籍	37 家具・木工具・室内装飾品類	3701	家具
	2702	出版物		3702	じゅうたん
	2709	その他の書籍		3703	畳
				3704	カーテン・ブラインド
28 時計・貴金属類	2801	時計・眼鏡・宝石・貴金属		3709	その他の家具・木工具・室内装飾
	2802	記・徽章類			
	2809	その他の時計・貴金属類	38 看板・標識類	3801	旗・どんちょう
29 車両・船舶部品類	2901	車両部品		3802	腕章・ステッカー
	2902	船舶部品		3803	道路標識類
	2903	航空機部品		3804	掲示板・表示板
	2904	整備機器		3809	その他の看板・標識類
	2909	その他の車両・船舶部品類			
30 消防資材器具類	3001	防護用品	39 自動車修繕	3901	車両修繕
	3002	防災用品		3902	船舶修繕(総トン数20トン未満のもの)
	3003	救助用品		3909	その他の自動車修繕
	3009	その他の消防資材器具類			
31 靴・かばん類	3101	履物	40 その他修繕	4009	その他修繕
	3102	バッグ			
	3103	皮革製品	41 その他 (管理業務で申請される方はその他を選択し、品目名の欄に主な業種を記入してください。)	4109	その他 (広告代理、ビデオ製作、ソフトウェア開発、考古品の修復、航空写真撮影、設備・保守管理業務、計算・調査・検査業務、リース業、警備・清掃・廃棄物処理業務、人材派遣業務、電気供給事業)
	3109	その他の靴・かばん類			

{参考資料}

住所コード表(平成28年10月10日～)

福島県内						福島県外	
地域	番号	住所1	地域	番号	住所1	番号	住所1
県北地域	201	福島市	会津地域	202	会津若松市	901	北海道
	210	二本松市		208	喜多方市	902	青森県
	213	伊達市		402	耶麻郡北塩原村	903	岩手県
	214	本宮市		405	耶麻郡西会津町	904	宮城県
	301	伊達郡桑折町		407	耶麻郡磐梯町	905	秋田県
	303	伊達郡国見町		408	耶麻郡猪苗代町	906	山形県
	308	伊達郡川俣町		421	河沼郡会津坂下町	908	茨城県
	322	安達郡大玉村		422	河沼郡湯川村	909	栃木県
				423	河沼郡柳津町	910	群馬県
				444	大沼郡三島町	911	埼玉県
				445	大沼郡金山町	912	千葉県
				446	大沼郡昭和村	913	東京都
				447	大沼郡会津美里町	914	神奈川県
						915	新潟県
						916	富山県
						917	石川県
県中地域	203	郡山市	南会津地域	362	南会津郡下郷町	918	福井県
	207	須賀川市		364	南会津郡檜枝岐村	919	山梨県
	211	田村市		367	南会津郡只見町	920	長野県
	342	岩瀬郡鏡石町		368	南会津郡南会津町	921	岐阜県
	344	岩瀬郡天栄村				922	静岡県
	501	石川郡石川町				923	愛知県
	502	石川郡玉川村				924	三重県
	503	石川郡平田村				925	滋賀県
	504	石川郡浅川町				926	京都府
	505	石川郡古殿町				927	大阪府
	521	田村郡三春町				928	兵庫県
	522	田村郡小野町				929	奈良県
			相双地域	209	相馬市	930	和歌山県
				212	南相馬市	931	鳥取県
				541	双葉郡広野町	932	島根県
				542	双葉郡檜葉町	933	岡山県
				543	双葉郡富岡町	934	広島県
				544	双葉郡川内村	935	山口県
				545	双葉郡大熊町	936	徳島県
				546	双葉郡双葉町	937	香川県
				547	双葉郡浪江町	938	愛媛県
				548	双葉郡葛尾村	939	高知県
				561	相馬郡新地町	940	福岡県
				564	相馬郡飯舘村	941	佐賀県
						942	長崎県
						943	熊本県
						944	大分県
						945	宮崎県
県南地域	301	白河市	いわき地域	204	いわき市	946	鹿児島県
	311	西白河郡西郷村				947	沖縄県
	312	西白河郡泉崎村					
	313	西白河郡中島村				999	外国
	314	西白河郡矢吹町					
	321	東白川郡棚倉町					
	322	東白川郡矢祭町					
	323	東白川郡塙町					
	324	東白川郡鮫川村					